

- (一) 区分五に該当する者 一九、四一〇単位
- (二) 区分四に該当する者 一四、五八〇単位
- (三) 区分三に該当する者 一〇、七八〇単位
- (四) 区分二に該当する者 一三、七五〇単位
- (五) 障害児 六、四七〇単位
- (3) (2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く。
 - (一) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第6の1の児童デイサービス費以下、児童デイサービス費」という。を算定される者(4)に掲げる者を除く。(4)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一六、四四〇単位
 - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一三、七〇〇単位
 - (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一〇、七八〇単位
 - (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 八、二九〇単位
 - (五) 区分二から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの 六、四七〇単位
 - (六) 障害児 三、七五〇単位
 - (4) 共同生活介護サービス費を算定される者 次(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - (一) 及び(二)に掲げる者以外のもの 一、七六〇単位
 - (二) 及び(三)に掲げる者以外のもの 一、七六〇単位
 - (一) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(三)に掲げる者を除く。(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - (一) 次(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 一、七六〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、二九〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、六八〇単位
 - d 区分三に該当する者 四、八六〇単位
 - (二) 及び(三)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 一八、六八〇単位
 - b 区分五に該当する者 二二、九四〇単位
 - c 区分四に該当する者 八、一一〇単位
 - d 区分三に該当する者 四、三三〇単位
 - e 区分二に該当する者 二、九一〇単位
 - f 区分一に該当する者 二、二九〇単位
 - 七、二八〇単位
 - (3) (2) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者のうち区分六に該当するもの(3)に掲げる者を除く。
 - (一) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 八、二九〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 五、五三〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 三、九二〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 三、一〇〇単位
 - (五) 区分二に該当する者 一、一八〇単位

ハ 自立訓練を受けた者

二 共同生活援助を受けた者

ホ 旧法施設支援を受けた者

四 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額を合計した額とする。

算式

当該月のサービス利用計画作成費の支給額の合計×当該月の障害福祉サービスの利用者(施設入所支援を受けた者及び前号に掲げる者を除く)の数が0.1を乗じた数(その数に1未満の小数があるときはその小数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。)÷当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

別表

地域区分	掲げる特甲地	掲げる甲地	掲げる乙地	掲げる丙地	割合	合
厚生労働省告示第五百三十一号						千分の千七十二
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という)に掲げる特別区						千分の千六十
地域区分欄に掲げる甲地						千分の千三十六
地域区分欄に掲げる乙地						千分の千十八
地域区分欄に掲げる丙地						千分の千

○厚生労働省告示第五百三十一号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の規定に基づき、食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の三第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。

○厚生労働省告示第五百三十二号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の三第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、別表二の二の項中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者又は同項第一号に掲げる者のうち、特定障害者及び特定障害者同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の規定による市長村民税同法の規定による特別区民税を含む」の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第二百二十八条の規定によって課する所得割を除く)の額を合算した額が二万円未満であるもの」とする。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)以下「令」という(第二十一条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる特定障害者(障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)以下「法」という)第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額